

会報4月号目次

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。



[西尾労働基準協会ホームページ](#)

4月3日(月)掲載

「お知らせ」

詳細はHPで確認ください

- ◇ 【総会資料 事前報告】 国の第14次防(リスクアセスメント義務化含)を受けた2023年度事業計画案 西尾
- ◇ 【総会資料 事前報告】 全会員展開内容 “リスクアセスメント西尾モデル”
- ◇ 【協議内容】 上記の全会員展開方法 西尾分会協議内容

「会報」

- ◇ R4監督指導白書
 - ◇ 第14次労働災害防止推進計画_ダイジェスト版
 - ◇ 男性育児休暇率公表 R5
 - ◇ 新しい化学物質管理で誤解が生じていること(下記参照)
 - ◇ 【賃金課より】 委託状況届提出督促ちらし
 - ◇ 監督署の窓 労災保険の休業日
 - ◇ 監督署 人事
 - ◇ 災害統計
- 2月愛知県と西尾市 ●西尾2月度災害分析と対応

「講習・セミナー」

注意 現在誤解が生じていること

新しい化学物質管理の趣旨からすると
3つの選任と講習が必要

誤解の内容
×任意と聞いた
選任と講習が一緒になり全て任意と誤解



	選任	講習	
化学物質管理者	義務	義務	製造 2日コース R6法令化
		任意	取扱 1日コース
保護具着用責任者	義務	義務	鉛、有機溶剤、R6法令化特化物/4アルキル いずれか
		任意	事業場が知識/経験ありと認めた者
局排点検者=作業主任者	義務	義務	局排排気装置等自主検査者講習 H20法令化
		任意	事業場が知識/経験ありと認めた者

化学物質管理者の選任は義務です
化学物質を保有していない事業場はありませんので全会員義務です 今一度ご確認ください。
講習会1日コースは保有物質/作業調査内容とそのばく露限界値管理を説明できる人がいければ任意

令和4年 監督指導白書

岡崎労働基準監督署 西尾支署

当署が令和4年中に管内事業場に対して行った監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理、安全衛生管理等を行っていただきますようお願いいたします。

定期監督等実施状況 [表1参照]

令和4年中に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により監督指導を行った事業場は187件ありました。このうち労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に違反が認められ是正勧告書等を交付した事業場は93件で、違反率は49.7%でした。前年の違反率55.9%に比べ6.2%減少しました。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害発生の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、補修・取替え・設置等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは2件ありました。

業種別違反率(10件以上監督指導を行ったもの)違反率を主な業種別にみると、建設業が69.0%と最も高く、次いで製造業が52.1%、運輸交通業50.0%の順となっています。

違反内容

違反内容を見ると、労働基準法関係においては、労働時間に関するものが24件(12.8%)(監督指導を行った事業場のうち当該違反があった割合、以下同じ)、割増賃金に関するものが20件(10.6%)、年次有給休暇の使用者による時季指定に関するものが9件(4.8%)、年次有給休暇管理簿の作成等に関するものが8件(4.2%)でした。

労働安全衛生法関連においては、機械設備等の安全基準に関するものが25件(13.3%)、定期健康診断の実施に関するものが9件(4.8%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが7件(3.7%)、作業環境測定に関するものが4件(2.1%)でした。

業種別違反内容

違反内容を業種別にみると、製造業では、機械設備等の安全基準に関するものが11件(15.4%)労働時間に関するものが10件(14.0%)でした。

建設業では、機械設備等の安全基準に関するものが12件(41.3%)、労働時間に関するもの及び割増賃

金に関するものがそれぞれ2件(6.8%)でした。

運輸交通業では、労働時間に関するものが5件(41.6%)でした。

商業では、割増賃金に関するものが6件(21.4%)、年次有給休暇管理簿の作成に関するものが4件(14.2%)でした。

保健衛生業では、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが2件(20.0%)、割増賃金に関するものが1件(10.0%)でした。

その他の事業(派遣業等)では、割増賃金に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものそれぞれ2件(25.0%)でした。

申告処理状況 [表2、3参照]

労働者が権利救済、事業場の改善などを求める申告として当署で処理した件数は26件で、前年に比べ5件の増加となりました。

業種別申告処理件数

申告処理件数を業種別にみると、派遣業が9件、運輸交通業が6件、接客娯楽業が4件、製造業が3件でした。

申告事件の内容としては、賃金不払(定期賃金不払のほか、休業手当不払、割増賃金不払を含む)が19件、解雇の予告が5件、労働条件の明示、年次有給休暇の取得及び金品の返還に関するものがそれぞれ1件でした。

表1 監督実施状況（令和4年）

	実定期 実施事業 場数 監督等	同違反 事業場 数	同 比 率 %	処 分 事 業 場 数	使 用 停 止 等
建 設 業	29	20	69.0		
運輸交通業	12	6	50.0		
工業的業種	112	63	56.3	2	
商 業	28	13	46.4		
保健衛生業	10	2	20.0		
接客娯楽業	21	8	38.1		
その他の事業 (派遣業等)	4	3	75.0		
非工業的業種	75	30	40.0		
合 計	187	93	49.7	2	

主要な業種のみを掲載しているため、各業種の合計は、「工業的業種」、「非工業的業種」及び「合計」と必ずしも一致しない。

表2 申告処理状況（令和4年）

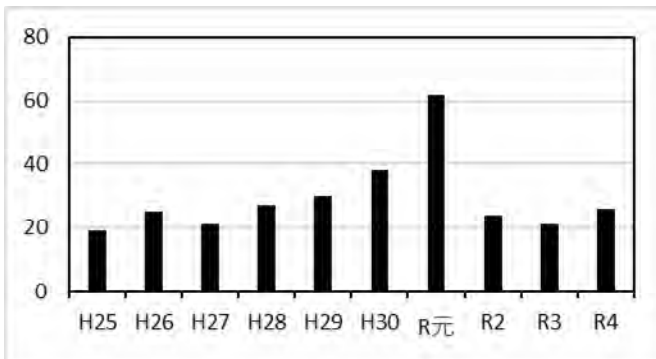
	申告 処理 件 数	申告内容				
		賃金不払	解雇の予告	労働条件明示	年次有給休暇	金品の返還
製 造 業	3	1			1	
建 設 業	2	2				
運輸交通業	6	6		1		1
商 業	2	1	1			
保健・衛生業	0					
接客娯楽業	4	3	1			
清 掃 業	0					
派 遣 業	8	6	3			
そ の 他	1					
合 計	26	19	5	1	1	1

申告1件につき複数の申告内容进行处理する場合があります。また、主要な申告内容のみを掲載しているため、「申告処理券数」欄と「申告内容」欄の合計は必ずしも一致しない。

表3 申告処理状況の推移

年	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
件数	19	25	21	27	30	38	62	24	21	26

(件)





第14次労働災害防止推進計画

■ 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

- **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング (Well-being)**を実現する。

(2) 計画期間

- 2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

- 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

令和5年3月

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局



■ 第13次労働災害防止推進計画中の労働災害発生状況

死亡者数



全業種目標：死亡者数40人を下回る

・2021年及び2022年、2年連続で目標達成

重点業種目標：製造業・建設業で死亡者数7人を下回る

・2021年の建設業及び2022年の製造業を除き、目標未達成。

死傷者数



最近の10数年間は減少停滞。13次防期間中に増加に転じた。

製造業、建設業、陸上貨物運送事業等
第三次産業

大幅増加

ほぼ横ばい

】構造上の課題

工業中毒

12次防期間合計 59人

13次防期間合計 72人と増加。

一酸化炭素中毒等、一時に複数名が被災した事例が多い。

定期健康診断

何らかの項目に所見が認められた有所見率2017年以降6年連続で、約6%上昇。

血中脂質、肝機能、血圧、血糖の順で有所見率が高い。

生活習慣病、高齢労働者の割合増加との関連

「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

重篤な労働災害の防止

リスクアセスメントの普及促進

アウトプット指標

製造業

はさまれ・巻き込まれ災害防止等

- 残留リスク情報入手 70%以上

建設業

墜落・転落災害防止

- フロントローディング実施 80%以上

第三次産業

+ Safe 協議会等の運用

総合的な健康対策

労働者の心身の健康確保

- 年次有給休暇の取得率 70%以上

化学物質及び粉じん対策

- 化学物質RA実施 80%以上

石綿対策

- 「安全経営あいち賛同事業場」1000事業場以上

アウトカム指標

- 製造業死亡災害 6人を下回る
- 建設業死亡災害 5人を下回る

- 工業中毒による死傷災害 7人を下回る
- 定期健康診断有所見率 上昇率0%以下とする

- 死亡災害 早期に、25人を下回る
- 死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる

計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング (Well-being) を実現

重点事項ごとの具体的取組

	項目	主な内容
(1) 「安全経営あい ち®」の推進	ア 「安全経営あいち賛同事業場制度 (仮称)」の運用による機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> 「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ + Safe 協議会等の運用による第 三次産業対策	<ul style="list-style-type: none"> 小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+ Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
(2) 重篤な労働災害 の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止 等を重点とした製造業対策	<ul style="list-style-type: none"> 製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とし た建設業対策	<ul style="list-style-type: none"> 建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3) 総合的な健康対 策	ア 労働者の心身の健康確保のため の総合的対策	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ 化学物質及び粉じんによる健康 障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年等に改正された石綿障害予防規則(事前調査の適切な実施・報告等)の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

- 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生
の動向(転倒災害、腰痛等)を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。

男性労働者の育児休業取得率等の公表が義務となります

～改正育児・介護休業法（R5.4.1 施行）～

従業員が 1,000 人を超える事業主は、4月1日以降、男性労働者の育児休業等の取得の状況を年1回一般の方が閲覧できるように公表することが義務付けられます。

対象
企業

常時雇用する労働者が 1,000 人を超える企業です。

※常時雇用する労働者とは…

- 期間の定めなく雇用されている者
 - 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
- すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表
内容

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合です。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

公表
方法

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。

事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 （決算時期）	初回公表期限	事業年度末 （決算時期）	初回公表期限
3月	令和5（2023）年6月末	9月	令和5（2023）年12月末
4月	令和5（2023）年7月末	10月	令和6（2024）年1月末
5月	令和5（2023）年8月末	11月	令和6（2024）年2月末
6月	令和5（2023）年9月末	12月	令和6（2024）年3月末
7月	令和5（2023）年10月末	1月	令和6（2024）年4月末
8月	令和5（2023）年11月末	2月	令和6（2024）年5月末

【お問い合わせ先】

愛知労働局雇用環境・均等部 指導課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1（名古屋合同庁舎第1号館8階）

電話：052-857-0312

委託状況届の提出をお願いします。

提出期間は、4月1日～30日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、**4月1日から30日まで**の間に所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局HP 最低賃金・家内労働関係

パンフレット・リーフレット・様式は**こちら**



詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov 電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-Gov に G ビズ ID でログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請
https://shinsei.e-gov.go.jp/
 050-3786-2225


G ビズ ID
https://gbiz-id.go.jp/top/
 0570-023-797


(お問い合わせ先) 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館4階

愛知労働局労働基準部賃金課 ☎460-8507 📞(052)972-0258

「休業（補償）等給付について」

1. 概要

労災補償の中のひとつである休業補償給付（休業給付）とは、労働者が、業務（通勤）が原因となった負傷や疾病による療養のため労働できず、そのために賃金を受けていないときに、休業の4日目以降に支給されるものです。

療養のために働くことができない期間において、賃金に代わって受けられる補償ということになります。

ただし、休業初日から3日目までは、「待期期間」と呼ばれ、事業主が休業補償として、「平均賃金額の6割以上×3日分」を労働者へ支給しなければなりません（業務災害の場合のみ。通勤災害の場合にはこの補償義務はありません）。

休業（補償）給付が支給される要件は、以下の3点です。

- 業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養が必要なこと
- 労働することができないこと
- 賃金を受けていないこと

2. 「労働することができない」の意味

支給要件のうち、「労働することができない」というのは通常、療養前に就いていた仕事に戻れない状態をいうのではなく、一般的な労働不能のことを意味します。

例えば、建設業の現場作業員として従事していた労働者が、元の現場作業に戻れるまでの間休業が認められるわけではありません。デスクワーク等の軽作業であっても復帰できるような状態であれば、以降の休業補償給付は認められないということになります。

3. 初回の休業補償給付請求に必要な書類

様式第8号（通勤災害の場合は様式第16号の6）

平均賃金算定内訳書

賃金台帳または給料明細書等

出退勤管理簿またはタイムカード等

必要な期間は、一般的には、負傷日の直近賃金締切日からさかのぼった3か月分と、怪我をした月の分です。

その他個別事案によって追加資料が必要な場合もあります。

4．休業期間の考え方 Q&A

休業期間に関して、質問が多く寄せられる点についてまとめました。この他の不明点については、厚生労働省のホームページにある Q&A を参照していただくか、監督署労災課へお問い合わせください。

(1) 休業期間の初日は、負傷日の当日か、それとも翌日か。

前提として、休業初日として認められるのは、医療機関を受診した日以降です。

痛みを我慢して、病院に行かずに仕事を休んだとしても、受診前の期間について医師は証明できないことから、補償が必要な休業期間とは認められないためご注意ください。

負傷当日に早退して病院を受診する等、一部でも欠勤が発生しているような場合、負傷当日が休業初日になります。

負傷当日は最後まで勤務し、退勤後に病院を受診、翌日から休業したような場合には、翌日が休業初日になります。

(2) 休業期間中に、土日などの休日がある場合には、休業日数に含めるのか。

療養のために必要な期間の日数は、土日や会社の休日にかかわらず、日数に含めます。

(3) 休業期間中に年次有給休暇の申し出があった場合、許可していいのか。

有休の申し出があれば、労働基準法上、会社が「許可しない」ということはできないため、有休を取得させる必要があります。

その場合、仕事を休みながら「賃金を受ける」こととなり、補償を受けるための要件 に当てはまりません。よって、労災の休業補償給付は使えません。

5．最後に

個々の事例により、休業（補償）請求書の記載方法が複雑な場合や、上記以外の資料が必要な場合もありますので、ご不明点があれば管轄する監督署宛にお問い合わせください。

岡崎労働基準監督署西尾支署

2023年4月1日

敬称略

	支署長	杉本 渉	
新任	監督・安衛課長	渡邊 一輝	刈谷署より
	労働基準監督官	濱口 遼太郎	
新任	労働基準監督官	藤下 宗	刈谷署より
新任	労働基準監督官	加納 琉星	神奈川局より
新任	労災課長	出口 誠	愛知局より
	労働基準監督官	尾谷 香奈	

異動先 敬称略

	小倉 健	退職
	安全専門官 藤枝 孝規	刈谷署へ
	藤尾 尚敬	滋賀局へ
	福田 勝広	愛知局へ

よろしく申し上げます

ありがとうございました

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5.2.17. 2023 13:30	はさまれ・巻き込まれ 掘削用機械	木造家屋建築工事現場において、作業員がドラグ・ショベルを後退操作していたところ、後方で計測作業をしていた被災者が当該ドラグ・ショベルに轢かれたもの。
	事業場 規模 9名以下	業種 木造家屋建築工事業 40代 作業員 経験 10年
R5.3.7. 2023 14:20	墜落・転落 作業床・歩み板	室外機の交換費用の見積のため、客先で査定中に、工場屋根の明り取りガラスを踏み抜いて、2名が5m下に墜落し、そのうち1名が死亡したもの。
	事業場 規模 10～29名	業種 清掃・と畜業 40代 作業員 経験 20年

令和5年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和5年2月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和5年	令和4年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		6		8		-2	-25.0%
	食 料 品 製 造 業	1		3		-2	-66.7%
	織 維 工 業					0	-
	鉄 鋼 業	2				+2	-
	金 属 製 品	1				+1	-
	一 般 機 械 器 具			1		-1	-100.0%
	輸 送 機 械 製 造	1				+1	-
	上 記 以 外 の 製 造 業	1		4		-3	-75.0%
建 設 業		2		1		+1	+100.0%
	土 木 工 事 業					0	-
	建 築 工 事 業	1		1		0	0.0%
	そ の 他 の 建 設 業	1				+1	-
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1		1		0	0.0%
小 売 業		1		1		0	0.0%
	新 聞 販 売					0	-
	そ の 他 の 小 売 業	1		1		0	0.0%
通 信 業						0	-
社 会 福 祉 施 設						0	-
飲 食 店						0	-
清 掃 ・ と 畜 業		1		2		-1	-50.0%
上 記 以 外 の 事 業		2				+2	-
合 計		13	0	13	0	0	0.0%

死亡者数は内数

分析 西尾管内から大きな災害をださない



過去 ← → 2023年

2022年
コロナ関連除く

累計(1-2月)

休業災害件数推移

2月
単月

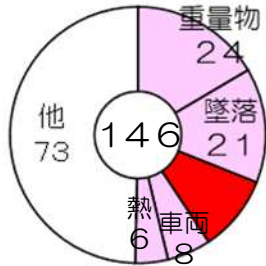
大きな要因
内2件
電気工事
造園業

過去12年間の
死亡災害

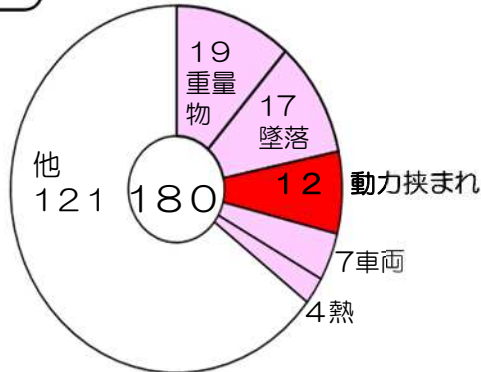


ピンク6要因で94%
*以下STOP6と称す

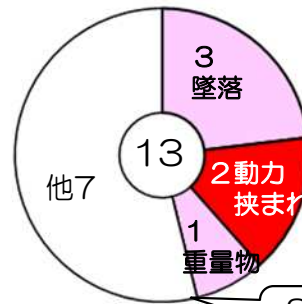
ベンチマーク2020年度



◇STOP6 73件 比率50%
◇大きな要因 16件
◇死亡 2件



◇STOP6 59件 比率33%
◇大きな要因 4件
◇死亡 0件 市外の発注者
/施工業者災害除



◇STOP6 13件 比率46%
◇大きな要因 6件
◇死亡 0件



◇STOP6 5件 比率50%
◇大きな要因 2件

危険源 (1-2月) ※死亡/障害となる可能性があった大きな要因から抽出

・ダイカスト金型	質量未記入	金型分解作業	ホイストでつった押し出し版が金型に引っ掛かり、金型が振れてオペレータと接触
・二階建て屋根	高さ6~7m	配線工事	足を滑らせ一階屋根に落ち骨折し、畑に落ちた
・客先の樹木	高さ未記入	剪定作業	バランスを崩す

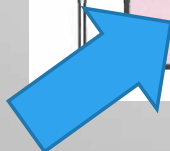
STOP6比率が高まり、大きな要因が墜落で発生 *電気工事/造園業 共に非会員で考え方が伝わってない?
 ☞ 会員の皆様へ 自社の類似危険源と作業の特定状況、及びマネジメント状況を
 確認ください 墜落に関する参考資料を添付します
 ☞ 協会はリスクアセスメントの全産業展開を急ぎます

店舗、家庭でも

墜落編 墜落した、転落した

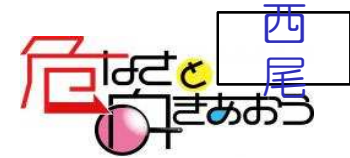


危害ひどさ		
2m以上の高さ	1m ≤ h < 2mの高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽

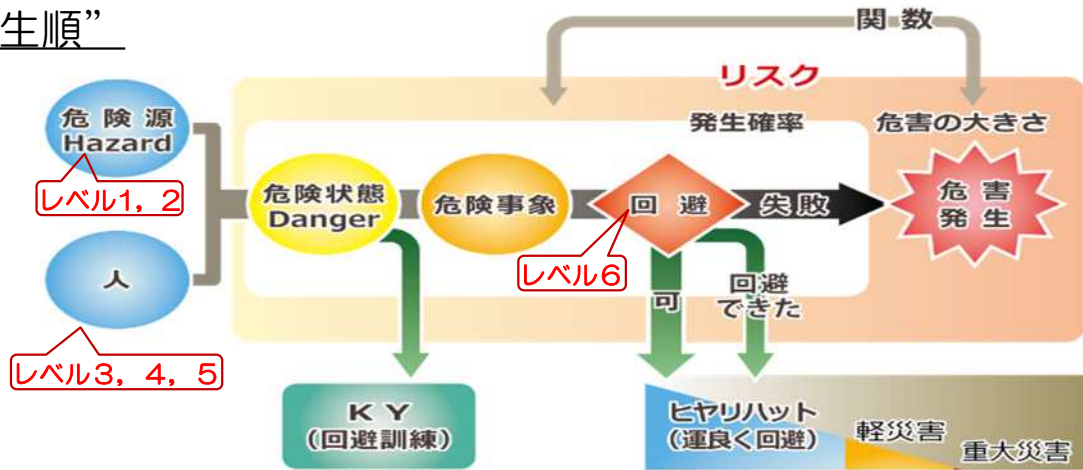


人が立てる2m以上を調べ 全体網羅しましょう

対策順



“災害発生順”



マネジメント

レベル7

管理項目が多いと監督者は大変
常にレベル1から考えましょう

ただ、皆さんが実施者を評価する点は
レベル1にしたことではなく
その順で考えるようになったこと



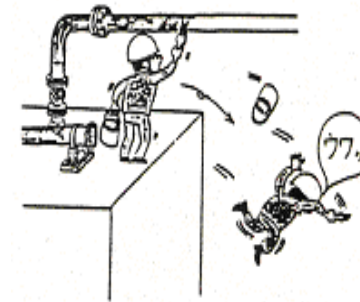
対策順

- | | | |
|---|---|---|
| <p>レベル</p> <p>本質安全化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険源を無くす 2. 危険源エネルギーを下げる 3. 作業を無くす 4. 作業手順を無くす 5. 接近、接触させず (立ち入り禁止措置) | <ol style="list-style-type: none"> 6. 回避手段 | <ol style="list-style-type: none"> 7. 左記1~5が出来なかったら
管理するしかない
☞STOP6防止
18の鉄則へ |
|---|---|---|

災害発生順で調査・想定できたら この順番で対策を考える
エネルギーを下げる順番ゆえ 実施レベルに応じて将来の災害レベルが下がる
*コストも下がる

【Drop】 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

- ▶ 作業前後で親綱がない時に発生しています
- ▶ 計画外の作業をした時に発生しています



▶ 工事計画時確認する防止例
衝撃時ロック機能付ロープ
“安全ブロック”



鉄則1

● ●
高所では『常に安全帯を連結』



鉄則3

工事計画で墜落防止を確認

作業前、2時間おき、
場面変化でKY



鉄則2

計画外の作業はしない

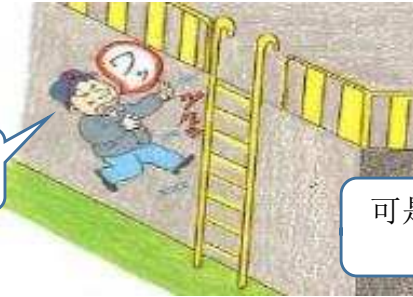
推奨 災害分析アプローチから作成された
“18の鉄則を” 自律型としてルールに活用

簡訊

【Drop】防止墜落/滾落災害的铁則

- ▶ 作业前后没有安全绳时有灾害发生
- ▶ 实施计划外的作业时有灾害发生

未使用安全带的规则违反

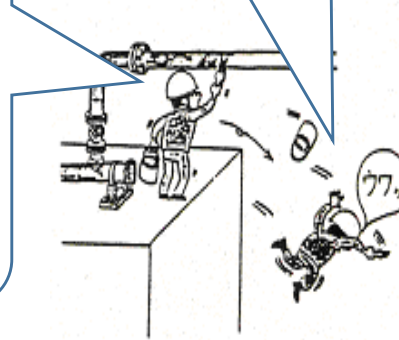


可是没有下达登高指示啊……



没有安全绳
↓
事先没有确定
掉落防止对策
↓
安全带未系好

因为没有事先确定
不了解方法



制定工事计划时要确认的防止例
撞击时带有锁定功能的绳索
“防坠安全装置”



安装于固
定物体上

安装于安
全带的手
带上

铁则1

在高出要“时刻系好安全带”



- 时刻确认自己所处的位置是否在 2 m 以上
- 在安装安全绳的前后都可通过上述防坠安全装置等与安全带连结
- 要使用吊带式安全带和安全帽

铁则2

不实施计划外作业

- 向作业负责人请示

铁则3

通过工事计划确认防止坠落



在作业前，每隔2个小时， 场景发生变化时进行KY

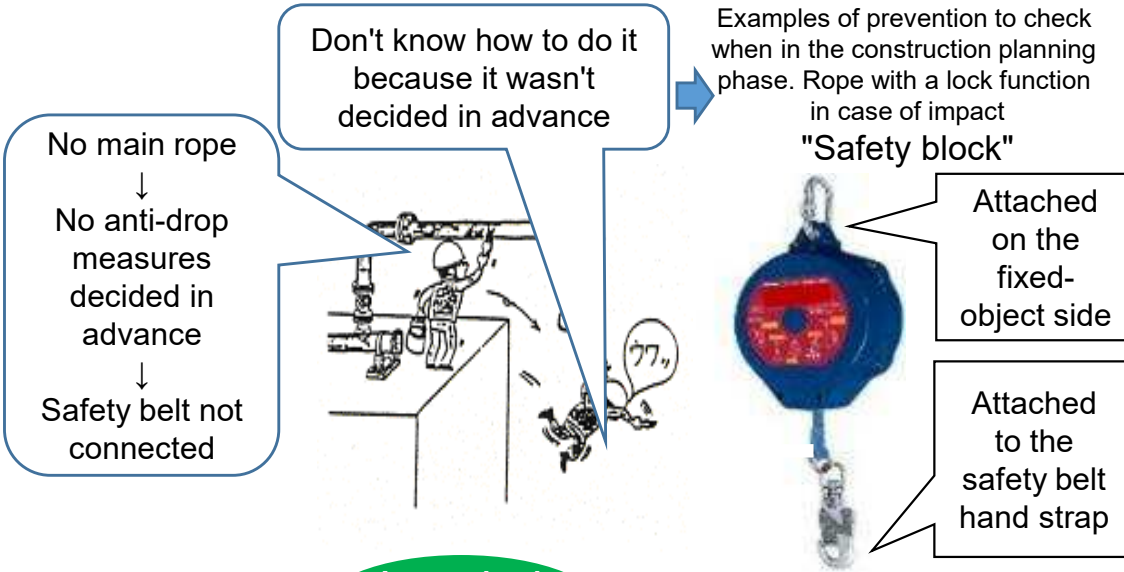
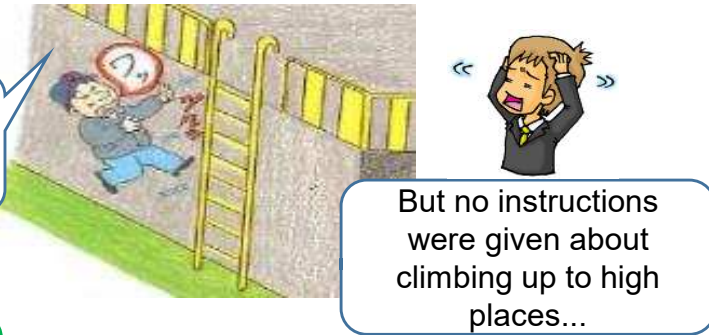


- 将具体方法明确记录到工事计划书上
- 作业负责人要为进行KY、复习规则创造条件

【Drop】 Ironclad rules for preventing falls

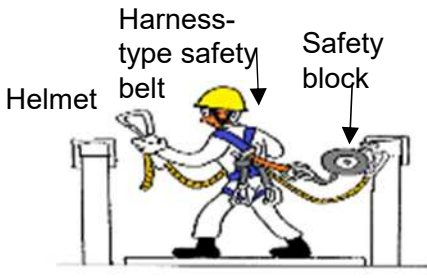
英訳

- ▶ This type of accident is occurring when there is no main rope before and after the work
- ▶ Accidents are occurring when work is performed that is not in the plan



Ironclad Rule 1

In high places, "always connect the safety belt"



- Check to see if your own standing position is always at 2 m or more
- A safety belt can be connected using a safety block, etc. before or after the main rope is put in place
- Wear a harness-type safety belt and helmet

Ironclad Rule 2

Do not perform work that is not in the plan

- Ask for instructions from the work manager

Ironclad Rule 3

Confirm fall prevention in the construction plan



KY before the work, every 2 hours, and whenever the situation changes

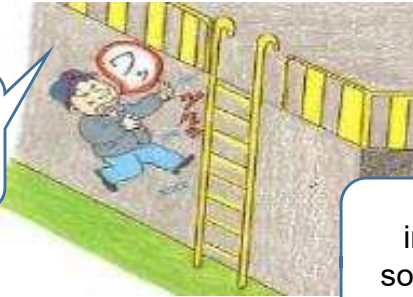
- Specifically state the concrete method in the construction plan
- The work manager must provide opportunities for KY and revising the rules

ポルトガル
訳

【Cair】 Regras rígidas para prevenir quedas

- ▶ Este tipo de acidente está ocorrendo quando não há corda principal antes e depois do trabalho
- ▶ Os acidentes estão ocorrendo quando é executado o trabalho que não está no plano

Violação da regra sobre usar cinto de segurança

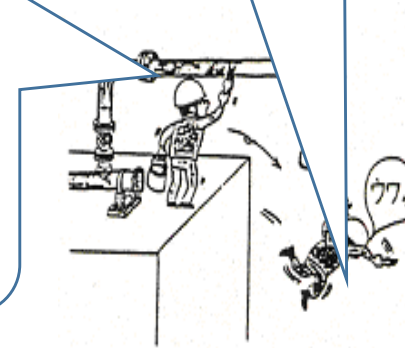


Mas nenhuma instrução foi dada sobre subir a lugares altos...



Sem corda principal
↓
Sem medida anti-queda decidida antecipadamente
↓
Cinto de segurança não conectado

Não sei como fazer isso porque não foi decidido com antecedência



Exemplos de prevenção a serem verificados na fase de planejamento da construção. Corda com a função de bloqueio em caso de impacto "Bloqueio de segurança"

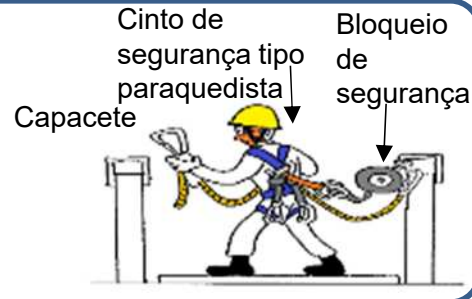


Preso no lado do objeto fixo

Preso à alça de mão do cinto de segurança

Regra Rígida 1

Em lugares altos, "conecte sempre o cinto de segurança"



- Verifique se a sua posição de pé é sempre a 2 m ou mais
- Um cinto de segurança pode ser conectado usando um bloqueio de segurança, etc, antes ou depois da corda principal ser colocada no lugar
- Use um cinto de segurança tipo paraquedista e o capacete

Regra Rígida 2

Não execute trabalho que não esteja no plano

- Peça instruções do gerente de trabalho

Regra Rígida 3

Confirme a prevenção de quedas no plano de construção



Faça a previsão de risco antes do trabalho, a cada 2 horas, e sempre que a situação mudar



- Indique o método concreto especificamente no plano de construção
- O gerente de trabalho deve fornecer oportunidades para previsão de risco e revisar as regras

【Drop】 Quy tắc thép ngăn ngừa tai nạn nghiêm trọng do rơi/ngã

ベトナム語訳

- ▶ Phát sinh khi không có dây thừng chính (dây thừng để móc dây đai an toàn) trước và sau khi thao tác
- ▶ Phát sinh khi thực hiện các thao tác nằm ngoài kế hoạch

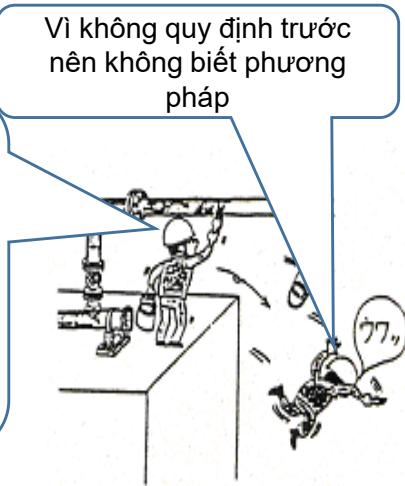


Vi phạm vì quy tắc khi chưa đeo dây đai an toàn



Chưa có chỉ thị về việc leo lên trên cao mà...

Không có dây thừng chính (dây thừng để móc dây đai an toàn)
 ↓
 Chưa quy định trước các biện pháp phòng ngừa rơi xuống
 ↓
 Chưa móc dây đai an toàn



Vi không quy định trước nên không biết phương pháp

Ví dụ ngăn ngừa bằng cách xác nhận khi lập kế hoạch thi công "Palăng an toàn" với dây cáp có chức năng khóa khi va đập

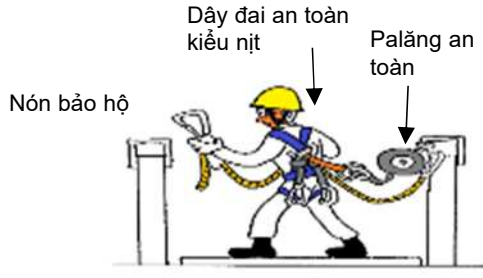


Gắn vào phía vật cố định

Gắn trên dây đeo tay của dây đai an toàn

Quy tắc thép 1

Phải luôn luôn "móc dây đai an toàn" ở những nơi cao



- Phải luôn luôn xác nhận vị trí đứng của mình phải cách ra xa từ 2m trở lên
- Có thể móc dây đai an toàn bằng palăng an toàn, v.v... trước và sau khi căng dây thừng chính (dây thừng để móc dây đai an toàn)
- Phải đeo dây đai an toàn kiểu nịt và đội nón bảo hộ

Quy tắc thép 2

Không tự ý thao tác ngoài kế hoạch

- Phải tuân theo chỉ thị của người chịu trách nhiệm công việc

Quy tắc thép 3

Xác nhận phòng ngừa rơi từ trên cao bằng kế hoạch thi công



Trước khi làm việc, cứ sau 2 tiếng, tiến hành KY (dự báo nguy hiểm) ứng với sự thay đổi hoàn cảnh



- Phải thể hiện rõ phương pháp một cách cụ thể trong Bản kế hoạch thi công
- Người chịu trách nhiệm công việc phải xây dựng một nơi có thói quen thực hiện KY (dự báo nguy hiểm) và các quy tắc

<Drop> กฎเหล็กเพื่อป้องกันอุบัติเหตุจากการพลัดตก/ล้มคว่ำ

タイ語訳

- ▶ มักจะเกิดขึ้นก่อนและหลังปฏิบัติงานที่ไม่ได้รัดเชือกนิรภัย
- ▶ มักจะเกิดขึ้นตอนที่ทำงานนอกแผน

ไม่ปฏิบัติตามกฎที่ให้คาดเข็มขัดนิรภัย

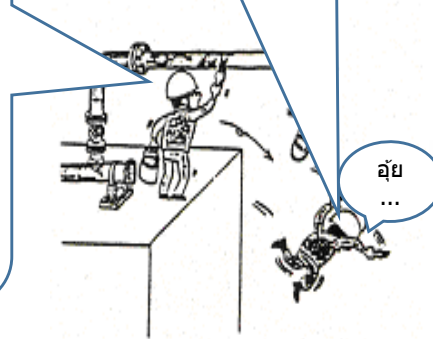


ไม่ได้บนให้ขึ้นไปบนนั้นเลย...



ไม่มีเชือกนิรภัย
 ↓
 ไม่ได้กำหนดมาตรการป้องกันการพลัดตกลงมา
 ↓
 ไม่ได้รัดเข็มขัดนิรภัย

ไม่ได้กำหนดไว้ก่อนล่วงหน้าเลยไม่ทราบวิธีว่าจะทำอย่างไรต่อไป



ตัวอย่างการป้องกันอันตรายในแผนการก่อสร้างเชือกที่มีฟังก์ชันในการล็อกเมื่อเกิดการกระแทก "บล็อกนิรภัย"

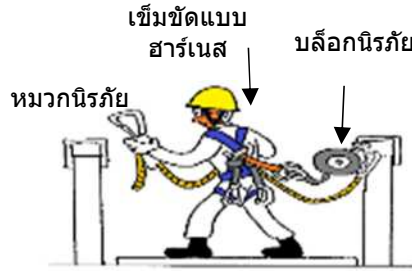


มีไว้เกี่ยวกับหลักที่ต้องการจะยึดไว้

มีไว้เกี่ยวกับด้านที่เป็นเข็มขัด

กฎเหล็ก 1

เวลาปฏิบัติงานในที่สูงจะต้อง "รัดเข็มขัดนิรภัยเสมอ"



- ตรวจสอบว่าตำแหน่งที่ตนเองยืนอยู่สูงกว่า 2 เมตรหรือไม่เสมอ
- สามารถรัดเข็มขัดนิรภัยได้โดยมีบล็อกนิรภัยติดตั้งอยู่ทั้งด้านหน้าและหลังของเชือกนิรภัย
- สวมหมวกนิรภัยและเข็มขัดนิรภัยแบบฮาร์เนสอยู่เสมอ

กฎเหล็ก 2

ไม่ปฏิบัติงานนอกแผน

- ปฏิบัติตามคำสั่งของผู้รับผิดชอบ

กฎเหล็ก 3

ตรวจสอบการป้องกันการการพลัดตกในแผนการก่อสร้าง



ก่อนปฏิบัติงานจะต้องตรวจสอบความปลอดภัยทุกๆ 2 ชั่วโมง และหากมีสถานการณ์ใดเปลี่ยนแปลงจะต้องตรวจสอบด้วยเช่นกัน



- ระบุวิธีการที่ชัดเจนลงในแผนการก่อสร้าง
- ผู้รับผิดชอบจะต้องตรวจสอบความปลอดภัยก่อนปฏิบัติงานเสมอ และมีการทบทวนกฎระเบียบในการปฏิบัติงานอย่างสม่ำเสมอ

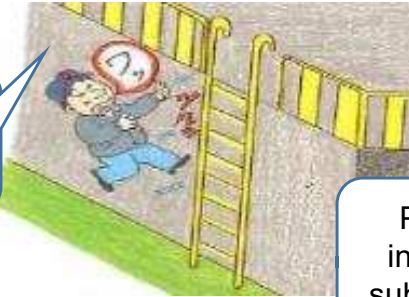
【Desprendimiento】

Reglas de hierro para prevenir caídas

スペイン語訳

- ▶ Este tipo de accidente ocurre cuando no hay una cuerda principal antes y después del trabajo
- ▶ Se producen accidentes cuando se realiza trabajo no planificado

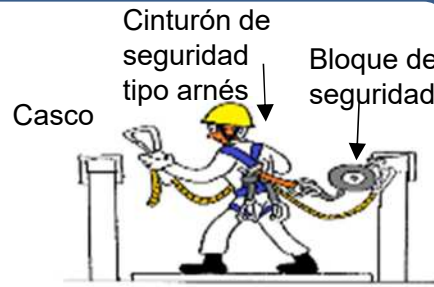
Incumplimiento de la regla sobre usar cinturón de seguridad



Pero no se dieron instrucciones sobre subir a lugares altos...

Regla de Hierro 1

En lugares altos, "siempre conectar el cinturón de seguridad"



- Verificar si la posición en la que uno estará parado está siempre a 2 m o más
- El cinturón de seguridad puede ser conectado usando un bloque de seguridad, etc., antes o después de instalar la cuerda principal
- Usar cinturón de seguridad tipo arnés y casco

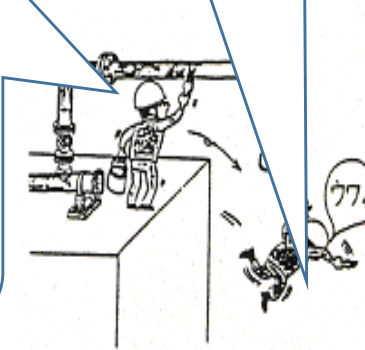
Regla de Hierro 2

No realizar trabajo no planificado

- Solicitar instrucciones del gerente de trabajo

Sin cuerda principal
↓
Sin medidas anticaída decididas de antemano
↓
Cinturón de seguridad no conectado

No sé cómo hacerlo porque no se decidió de antemano



Ejemplos de prevención para verificar cuándo durante la fase de planificación de la construcción. Cuerda con función de bloqueo en caso de impacto "Bloque de seguridad"



Acoplado al lado del objeto fijo

Acoplado a la correa de mano del cinturón de seguridad

Regla de Hierro 3

Confirmar la prevención de caídas en el plan de construcción



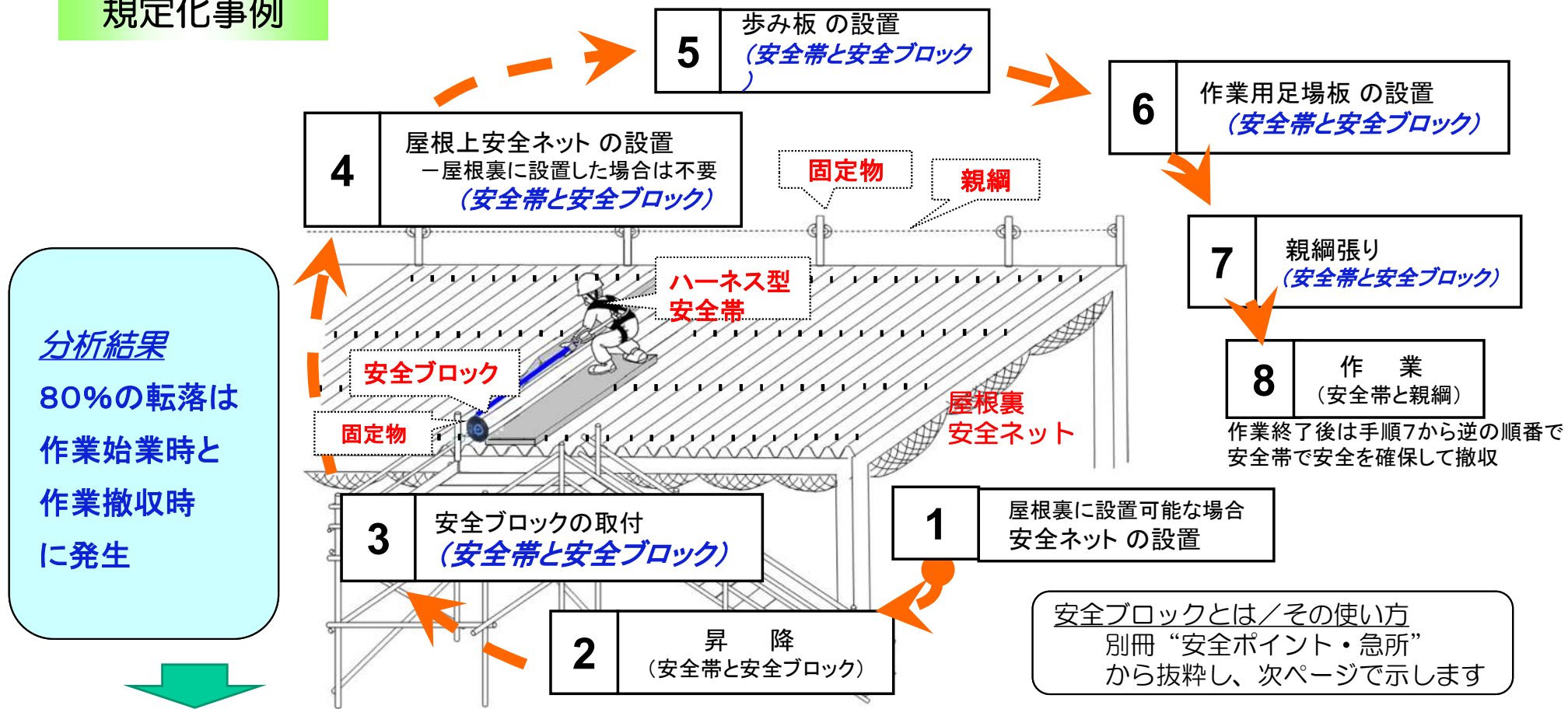
Realizar KY antes del trabajo, cada 2 horas, y cuando la situación cambie



- Especificar el método concreto en el plan de construcción
- El gerente de trabajo debe proveer oportunidades para KY y revisión de las reglas

自律型
規定化事例

スレート屋根 転落防止ルールと基本手順



転落防止ルール 屋根上への昇降時、及び屋根上では、親綱か、固定物に
取り付けた安全ブ ロックに墜落制止用器具を常に連結し、転落を防止する事